

議案第八十七号

指定管理者の指定について
右の議案を提出する。

平成二十五年九月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区営住宅シティハイツ白金
港区営住宅シティハイツ港南
港区営住宅シティハイツ六本木
港区営住宅シティハイツ一木
港区営住宅シティハイツ芝浦
港区営住宅シティハイツ第2芝浦

港区営住宅シティハイツ桂坂

港区営住宅シティハイツ車町

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社東急コミュニケーションズ

東京都世田谷区用賀四丁目十番一号

三 指定の期間

平成二十六年四月一日から平成三十一年三月三十日まで

(説明)

区営住宅の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。